

Ⅲ 馬の虐待(衰弱)事例・判決文(抜粋)

動物虐待の中でも殺傷については誰から見ても虐待と判断されるが、それ以外の動物が苦痛を被っている状態については、人によってその判断にかなりの差が見られる。また、「衰弱等」の虐待では、ほとんどが、略式命令による罰金刑となっているが、ここに、動物の愛護及び管理に関する法律が施行されて最初の「衰弱等」で裁判が行われた馬の虐待事例を取り上げ、参考までに、その一歩踏み込んだ判決理由を示す。

●馬の虐待(衰弱)事例

平成13年4月25日、動物との共生を考える連絡会が、長野県高遠町にある乗馬牧場の経営者(男)を、彼の所有馬2頭に十分な給餌・給水をせず、衰弱させた「動物の愛護及び管理に関する法律第27条第2項違反の疑い」で長野県警伊那警察署に告発した。

雪解けの現場には山積みの糞、空腹から馬にかじられ細くなった柱とタン屋根だけの馬房、散乱したゴミという環境下で鎖に繋がれ衰弱放置されていた2頭の馬の他にもすでに死体となった2頭の馬が放置されていた。死馬については死因が突き止められず、獣医師による診断が出た衰弱した2頭のみについて告発した。

伊那警察署はこの事件を捜査し、同年10月、長野地検伊那支部に送検。平成14年4月、罰金30万円の略式命令が出たが、被告側が不服を申し立て裁判となった。

約1年に及ぶ公判中、被告人は一貫して調教で伏せを教えるために痩せさせたと主張したが、検察は、現場査察・改善指導していた保健所、地主、餌の世話を頼まれた人、獣医師、2頭の衰弱馬を保護した牧場長などの証言に基づき平成13年3月9日ごろから同年4月11日まで給餌・給水しなかったこと、削瘦し不健康な状態では調教できないことを立証した。

平成15年3月13日、伊奈簡易裁判所は、被告人に罰金15万円の判決を言い渡した。



やせて骨が浮き出た状態の馬



保護後衰弱から回復し、筋肉もついて元気になった

この判決において「衰弱」が明確に「虐待」と認定されたのみならず、さらに一歩踏み込んで、「不衛生な場所で飼育し、給餌又は給水を十分に与えず愛護動物を不健康な状態に陥らせるという行為も虐待に該当する」と判決理由の中で定義された。

この定義は、国際的に動物福祉の基本であると認識され、世界獣医学協会もそのように知らしめている「5フリーダム(5つの自由)」にのっとったものである。

●5フリーダムとは以下の5つをいう。

- ① 飢えと渇きからの自由
- ② 不快からの自由
- ③ 痛み・負傷・病気からの自由
- ④ 恐怖や抑圧からの自由
- ⑤ 自然な行動をとる(本来の習性を発揮する)自由

判決（抜粋）

■主 文

被告人を罰金 15 万円に処する。その罰金を完納することができないときは、金5000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

■理 由

（罪となるべき事実）

被告人は「ゆうじんくらぶ乗馬牧場」を経営し、厩舎において被告人が所有・管理する愛護動物である馬2頭（クォーターホース1頭、シェットランドポニー1頭）を飼育していた者であるが、平成13年3月9日ころから同年4月11日までの間、上記馬2頭に対し、死馬2頭が放置されていた上に馬糞の清掃もなされていない不衛生な環境の下、十分な給餌をせず栄養障害状態に陥らせる虐待を行ったものである。

（証拠の標目）省略

（補足説明）

1. 省略

2. 動物の愛護及び管理に関する法律第27条第2項「虐待」とは、愛護動物の飼育者としての監護を著しく怠る行為を指すものであり、その代表的な行為として「みだりに給餌又は給水をやめることにより、衰弱させる行為」が例示されているものと解される。したがって、必ずしも愛護動物が「衰弱」していなければならないものではなく、著しく不衛生な場所で飼育し、給餌又は給水を十分与えず愛護動物を不健康な状態に陥らせるという行為も、上記「虐待」に該当するものと言うべきである。

これを本件においてみると、①平成13年3月2日から同年4月11日までの間の1日当たりの平均飼料（ヘイキューブ）使用量は約4・57 𪛗となり、保護馬の2頭分の飼料必要量として算出される一日当たりの平均量約11.3 𪛗をかなり下回っていると言える。②次に、その結果として、保護されたクォーターホースは栄養消耗症、また、保護されたシェットランドポニーは栄養失調症と推定されている。③さらに、被告人は、毎日上記牧場にいるわけではなく、別の人物に給餌及び給水を

してもらう必要があったが、世話を依頼していたNは平成13年1月下旬まででその役目を辞め、その後に依頼していたKも2回しか上記牧場に赴いていない（しかも、1回は馬に与える餌がなかった状態である）。そして、その他に上記牧場で馬の世話を継続的に行っていた者もいないのであるから、少なくとも平成13年3月9日から同年4月11日までの間、被告人が上記牧場において給餌・給水を含む馬の世話をきちんと行っていなかった蓋然性は高いと言わざるを得ない。④また、平成13年4月7日の時点における厩舎の状況を見ても、周囲の馬糞が除去されず、しかも厩舎内及びその手前に死んだ馬2頭（しかも腐敗が進行していたものである）がそのまま放置されており、建物自体もボロボロと言っても過言ではないものである。保護された馬2頭は、そのような厩舎内に、それほど長くない網（1 𪛗前後）でつながれた状態にあったことに鑑みれば、極めて不衛生な状況下で飼育されていたと言わなければならない。

⑤省略

以上の諸点を総合考慮すると、被告人は、本件2頭の馬に対し、十分な給餌をせず結果的に不健康な状態（栄養障害状態）に陥させた上、著しく不衛生な状況下で飼育していたものであって、愛護動物の飼育者としての監護を著しく怠っていたと評価せざるを得ない。したがって、被告人は動物の愛護及び管理に関する法律27条第2項に規定する「虐待」を行ったと認定するのが相当である。

（法令の適用） 省略

（量刑の理由） 省略